

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会・第1回法人化委員会議事概要

- 日時：平成30年10月17日（水）16:00～18:00
- 場所：沖縄県 県庁4階 第3会議室
- 出席者：中野義勝、鹿熊信一郎、自然保護課（津波昭史）、藤田喜久、宮古島マリンリゾート協同組合（新村一広）
- 事務局：沖縄県自然保護課
- 運営委員：沖縄県環境科学センター（山川英治）

【アンダーライン部分が決定事項】

【「・」は説明事項および提言事項】

【「→」は説明事項や提言事項に対する賛成意見、「←」は説明事項や提言事項に対する反対意見】

【「>」は前回の理事会もしくは総会での意見】

（1）法人化について

【法人化すべき理由】

- ・法人化しないと問題になることが多く、今後会を維持できなくなる可能性がある。
→お金の管理、運営体制のスリム化、資金難による運営体制の弱体化など。
- ・お金の管理をするためには法人化する必要がある。
>現状の任意団体のままだと、財産管理の面から会を維持できない（総会での意見）。
→サンゴ礁ウィークや助成事業など、現在の活動を維持するには、お金を管理する必要があり、法人化が必要。
→イベント毎に組織するような活動であれば、サンゴ礁ウィークは問題なさそう。
←現在実施している助成事業は実施できなくなる。
→新たな寄付をもらう際に、法人化しているかどうかは大きな問題。寄付する側も法人格がある方がよいと思う。
←お金がなくなるのに、法人化する意味があるか迷う。財政的に、来年度以降は今年度と同じような事業展開はできない。
←NPO法人を立ち上げて、活動を停止するという選択肢もある。
- ・NPOにした方が現在の状態よりもフットワークが軽くなって、もっといろいろできると思う。
- ・任意の組織だと会自体が消滅してしまう。
→NPOは事務的な作業への対価も小額で済むようにできる。お金があったら支払うという形で維持しているNPOもある。工夫すれば、報告書と総会など法人格を維持するために必要なことはそこまで大変ではない。

【法人化すべきでない理由】

- ・準備に要する事務局の負担が大きい。特定の個人に負担がかかることに対して懸念があるため、基本的に法人化に反対。
←法人化の負担を小さくすることが可能。
→立ち上げの負担が大きくなり、ゆるく維持できるようであれば、NPOを立ち上げててもよ

いと思う。

- ・今あるお金を使い切って解散するという選択肢もあると思う。
- ・沖縄県や環境省など行政関係団体は会員になれず、ネットワークの機能が維持できない。また、法人として会員となるためには、所属団体の承認を受ける必要があるので、会員にならない法人は出てくると思う。
 - >法人が理事になることができない。（前回の理事会での意見）
 - ←団体会員は理事にはなれないが、オブザーバーにはなれる。NPOには理事、社員（正会員）、会員の区分があり、社員の中から理事を選ぶ。行政も社員になることが可能。
 - ←会員の意志と入会時の工夫が必要。
 - >会員名簿には様々な方が参加している。法人化した場合に、参加できない方が多いと思う。任意団体だからこそ参加できている面もある。（前回の総会での意見）
- ・会費などがかかると、会員になれない人や団体が出てくる。
 - ←会費を支払わないでも会員区分を設けることができる。
- ・理事の責任が重くなるのでは？
 - ←法人になれば有限責任。現在の状態の方が問題。今の状態だと、お金が消えたときに理事が責任を負う可能性が出てくる。
 - >理事には賠償責任が生じる。個人に負担がかかるが、経営責任を負って理事になってくれる人がいるのか。（前回の理事会での意見）
 - ←事故などの場合で損害賠償請求は任意団体でも法人でも同じ。

【まとめ】

以下の理由から、NPO 法人化に向けて理事会への提案作業を進めることが決定された。

- ・お金の管理をするためには法人化する必要がある。
- ・準備に要する事務局の負担が大きく、特定の個人に負担がかかることに対しては、負担を小さくすることが可能。
- ・沖縄県や環境省など行政関係団体は会員になれず、ネットワークの機能が維持できない。また、法人として会員となるためには、所属団体の承認を受ける必要があるので、会員にならない法人が出てくることに対しては、会員の意志確認と団体会員はオブザーバーとするなど、入会時の工夫で対応する。
- ・会費などがかかると、会員になれない人や団体が出てくることに対しては、会費を支払わない会員区分を設けることができるため、会費の無い区分を検討する。
- ・理事の責任が重くなることに対しては、現在の状態の方が問題であり、今の状態だと、お金が消えたときに理事が責任を負う可能性が出てくるが法人化すれば有限責任となる。また、事故などの場合で損害賠償請求は任意団体でも法人でも同じ。

(2) 法人化後の課題について

【運営について】

- ・今は自然保護課が事務局となっているが、法人化したら事務員を雇うか理事が事務を取り仕切る必要が出てくる。
- ・理事の数が多し。理事が多くても特定の人しか動いていない。
→NPO の条件として、理事 3 名以上、監事 1 名以上、正会員 10 名以上。

【理念について】

- ・サンゴ礁保全という枠組みの中で議論できる協議会の理念は重要。
- ・法人化することは必要だと思うが、ビジョンの共有が必要。(前回の総会での意見)

【活動内容について】

- ・活動の中身を運営する側で考えておく必要がある。他の活動主体の仕事を奪ってしまうなど、競合する可能性がある。
- ・収益事業を行う場合、税金の免除申請ができず、税金が 7 万円程度かかるので、7 万円以上の収益が見込めない場合は収益事業を活動内容に入れないほうがよい。
→収益事業は事業内容には入れない。

【資金について】

- ・今の財政はアラムコアアジアジャパンからの寄付から成り立っている。寄付先への挨拶や報告などが重要。
- ・お金がないと旅費もないため理事会も開催できない。事務局も運営できないので解散するしかない。
→メールでの決裁や理事への報酬カットなどである程度は対応できる。
←働いた対価は必要。
←お金があったら支払うという形で維持している NPO もある。

【会費について】

- ・会員である意思表示をするためにも会費は必要だと思う。会費を払って、運営を担ってくれる会員である必要があると思う。
- ・有料会員と会費の発生しない会員の区分を設けることは可能だが、会費の発生しない会員の確認などに手間がかかる。

次の理事会では、事務局の運営の仕方、理事の責任について、会員になれない個人や団体への対処についての説明をする。